

2020（令和2）年5月22日

東京都知事 殿

東京都産業労働局長 殿

東京都生活文化局長 殿

(公財) 公益法人協会
(公社) アムネティ・インターナショナル日本
(公財) オイスカ
(公財) かめのり財団
(公社) 企業メセナ協議会
(公財) 渋沢栄一記念財団
(公財) ジョイセフ
(公財) 助成財団センター
(公財) セゾン文化財団
(公社) セーブ・ザ・チルドレン・ジャパン
(公社) 全日本能率連盟
(公財) 日本教育公務員弘済会
(公財) 日本YMC A同盟
(公財) プラン・インターナショナル・ジャパン
(公財) 民際センター
(公財) 早稲田奉仕園

東京都感染拡大防止協力金の対象となる法人について（要望）

今般の新型コロナウイルス感染症対策として、東京都感染拡大防止協力金について、休業等による経済的な影響が著しく大きい中小企業及び個人事業主に加え、それらと同程度の規模と活動内容の特定非営利活動法人、一般社団法人及び一般財団法人が追加されたことは時宜にかなったご判断と存じます。今回の措置には、当然、公益法人についても対象となっているものと思い、ご担当部署に確認の問い合わせを行ったところ、公益法人は対象とはならないとの回答でした。

現在、公益法人は、10年前の公益法人制度改革により、主務官庁制が廃止され、法人自治の原則に基づいて運営されております。特に東京都内を所在地として活動する公益法人の中には、中小企業基本法上の中小企業と同程度の規模で、都の自粛要請に鑑み、自らの判断で事業活動を休業している法人も多数ありますので、本協力金の対象法人に公益法人も加えていただくようご再考を切に願うものです。

その理由は以下のとおりです。

一、今回の自粛要請は、国ならびに東京都からの政策判断に基づくものですが、その

要請に応じて自粛を行った場合における経済的損失は、公益法人が税制上優遇されていると否とに関係がなく^(※)、また多くの公益法人は、国等からの補助も受けていないこと。

※税制優遇は、収益が上がった場合のことであり、本件自粛の場合はそもそも収益が上がっていない。

一、仮にこの協力金が受けられず、事業執行による収益も上げることができなくなつた場合は、期間損益が赤字となり、最悪の場合は、解散や倒産につながり、公益法人の公益目的事業の遂行が不可能となること。

一、同趣旨の協力金について、他県においては、公益法人もその対象とする自治体もあることから、他県所在公益法人との格差が生じかねないこと。

以上

■本件連絡先：(公財)公益法人協会（要望取りまとめ） 広報担当 長沼、柴崎

TEL 03-3945-1017 <http://www.kohokyo.or.jp>

(公財)公益法人協会（理事長・雨宮孝子）は、1972（昭和47）年に総理府（現総務省）の許可を受け、民間の出捐により設立され、公益社団法人、公益財団法人を中心約1400法人を会員とする公益法人です。「公益活動を担う団体による自律的で創造的な公益活動を推進、支援することにより、社会における非営利セクターの役割の向上と発展に寄与すること」をミッションとして掲げています。現代社会において非営利公益団体の役割は不可欠との視点から、一貫して民間公益活動の活性化策、支援策の充実強化を主張してきました。